

## 【農林水産委員会】

### (1) 審議概観

第146回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。  
また、本委員会付託の請願6種類35件のうち、1種類3件を採択した。  
なお、WTO次期交渉に関する決議を行った。

#### 〔決議〕

本委員会は、11月18日、政府に対し、WTO次期交渉に臨むに当たり、農業分野については、農業の有する多面的機能、国内農業生産の増大を基本とする食料安全保障の重要性、輸出入国間における不公平の是正等、林野・水産分野については、再生可能で有限な天然資源の持続的利用を図る観点から次期交渉に遺憾なく反映されるよう毅然とした取組を強く求めるとともに、自らも、一部の農産物輸出国の主張によって貿易ルールが歪められることのないよう万全を期す決意を表明する旨のWTO次期交渉に関する決議を行った。

#### 〔国政調査等〕

11月11日、平成12年産米の政府買入価格について、政府から説明を聴取した後、これに対する質疑を行った。この中で、平成12年産米の政府買入価格の算定方針、食料・農業・農村基本法下における米政策及び米問題、米価審議会の在り方、米の作況指数の公表の在り方、米の緊急需給安定対策、水田営農対策の在り方、飼料用稲の生産振興、麦、大豆、飼料作物の振興と食料自給率の向上、耕作放棄地の増大、農地価格の下落、WTO交渉における農業の多面的機能の取扱い、知的所有権と農林業の関係、茨城県東海村のウラン燃料加工施設事故による農水産物の風評被害などの問題が取り上げられた。

また、11月18日、WTO次期交渉への対応、農業の多面的機能、食料・農業・農村基本計画の策定、中山間地域等に対する直接支払い、農業予算と公共事業、農業基盤整備の推進、農協系統組織の整備、遺伝子組換え作物等について、政府に対し質疑を行った。

さらに、12月7日、WTOシアトル閣僚会議の結果について、玉沢農林水産大臣から報告を聴取し、14日、これに対する質疑を行った。この中で、WTOシアトル閣僚会議の成果と今後の交渉に向けた取組、途上国との連携強化、NGOとの関係、WTO交渉における知的所有権の保護などの問題が取り上げられた。

なお、11月9日、内閣改造に伴い新たに就任した玉沢農林水産大臣が発言を求め、所信を述べた。

### (2) 委員会経過

#### ○平成11年11月9日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成11年11月11日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年産米の政府買入価格に関する件について谷津農林水産政務次官から説明を聞いた後、玉沢農林水産大臣、谷津農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年11月18日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食料・農業・農村基本計画の策定に関する件、中山間地域等に対する直接支払いに関する件、農業予算と公共事業に関する件、農業基盤整備の推進に関する件、農協系統組織の整備に関する件、遺伝子組換え作物に関する件、WTO次期交渉への対応に関する件等について玉沢農林水産大臣、谷津農林水産政務次官、金田農林水産政務次官、東外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- WTO次期交渉に関する決議を行った。

○平成11年12月7日（火）（第4回）

- WTOシアトル閣僚会議の結果について玉沢農林水産大臣から報告を聞いた。

○平成11年12月14日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- WTOシアトル閣僚会議の報告について玉沢農林水産大臣、谷津農林水産政務次官、山本外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 請願第185号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第415号外31件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 委員会決議

#### ——WTO次期交渉に関する決議——

WTO次期交渉は、21世紀の農林水産物貿易ルールの方角を決定するものであり、我が国はもとより世界各国の食料・農林水産業・農山漁村のあり方に関わる極めて重要な交渉である。

世界の食料需給は、人口の爆発的な増加が見込まれる中で、中長期的にはひっ迫することが懸念されており、その局面を人類の英知と努力によって克服することが喫緊の課題とされている。

我が国は、こうした認識に立って、WTO次期交渉に臨むに当たり、食料輸入国と輸出国、先進国と開発途上国のいずれにとっても公平で、かつ、真に公正な貿易ルールの確立を図り、よって立つ基盤を異にする各国の農林水産業が将来にわたって共存できる国際規律とすることを求めている。

これは、1996年11月の世界食料サミットにおける食料安全保障に関するローマ宣言と、その行動計画に沿った各国の努力を担保する上で不可欠の条件である。

よって本委員会は、農業分野については、農業の有する多面的機能、国内農業生産の増大を基本とする食料安全保障の重要性、輸出入国間における不公平の是正等、林野・水産分野については、再生が可能であり、かつ、有限な天然資源の持続的利用を図る観点でWTO次期交渉に遺憾なく反映されるよう毅然とした取組を強く求めるものである。

また、我々は、EUを始めとした農業の多面的機能に理解のある諸国やアジアを始め開発途上の国々とも緊密に連携し、世界の食料の安定供給、我が国の食料自給率の向上と農林水産業・農山漁村の維持発展のため、一部の農産物輸出国の主張によって貿易ルールが歪められることのないよう万全を期す決意を表明する。

右決議する。